

各務原市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年度第1回定期監査・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和7年9月26日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 小 島 博 彦

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査・行政監査

2. 監査の実施日及び場所

令和7年4月16日から令和7年9月26日まで
各務原市産業文化センター8階第1特別会議室ほか
（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

主として令和6年度の水道事業会計・下水道事業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、事務事業の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、収入伝票、収入調定兼収入伝票、支出伝票、支出負担行為決議書兼支出伝票兼振替伝票、契約書等の関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

事業管理	・事業収支は、事業目的に照らし、適切か。 ・事業は、計画的に執行されているか。 ・企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。 等
経営管理	・経営成績及び財政状態は、良好か。 ・料金の収納状況は、良好か。また、滞納整理事務は、適切に行われているか。 等
事務管理	・公印は、厳正に管理されているか。 ・個人情報等の管理は、徹底されているか。 等

第2 監査の結果

水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行等については、法令に適合し、正確に行われており、また概ね合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

下水道事業

不納欠損処分について

不納欠損処分した下水道使用料は、滞納金額が少額であったため、財産調査を実施していないとのことであった。強制徴収公債権である下水道使用料について、滞納者の資力の有無を確認しないまま不納欠損処分をしたことは、公平性の観点からも適切とは言えない。

督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を実施するなど適切な措置を講じられたい。

【要望事項】

水道事業

(1) 有機フッ素化合物対策について

令和5年度に明らかとなった三井水源地の有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）問題については、活性炭による濃度低減対策を着実に継続しており、定期的な活性炭の入替・モニタリングを実施することで、国の暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを下回る20ナノグラム前後の濃度で給水できている。また、中期的対策として新たな浄水処理施設整備の方向性も決定され、さらに、長期的対策として、新たな水源を整備する場合の、河川水や伏流水、他の水道事業者からの受水など、さまざまな手段を検討され、費用面から現在と同様の地下水から取水する方法に決定し、候補地選定も進めている。

今後については、活性炭によるPFAS濃度低減対策を引き続き着実に継続するとともに、有機フッ素化合物が長期にわたって検出され続けるおそれもあるため、先進地視察で得た知見も活かし、中期的対策はもちろんのこと、長期的対策にも十分に取組まれない。

また、この事業は市民にとって非常に関心の高い事案であるため、十分かつ適切な情報提供に努められたい。

(2) 有収率の向上について

有収率については前年度に比べ1.5ポイント減の85.5%であり、令和元年度以降、減少傾向が続いたままである。漏水調査を積極的に実施し、漏水の多いエリアについては重点的に漏水調査を行っているが、先進地の状況を検証・分析するなど、有収率向上に向け、より効果的な取組に努められたい。

(3) 事務処理ミス防止について

書類の押印漏れ、記載誤り・記載漏れなど、書類上の不備が散見されたため、二重チェック等が適切に機能する体制を整備するとともに、人事異動や担当事務の変更等により事務の引継ぎを行う際は、事務処理上注意すべき事項を含め、引継ぎ漏れなどがないよう努められたい。

下水道事業

(1) 下水道管路の適正な維持管理について

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した事故は、老朽化した下水道管が破損したことが原因と言われているが、同様なことはどこでも起こりうることである。本市においては、国から要請された緊急点検の対象となる管路はなかったが、市独自で不明水が多い地区でのマンホール内部調査や砂質系地域の幹線管渠の道路陥没調査等を行ったとのことであった。調査の結果、現状では陥没につながるおそれのある異常は確認されてはいないが、今後も「各務原市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、適切な点検、施設・設備の計画的な改修に努められたい。

(2) 不明水対策について

有収率低下の主要因である不明水についての対策は、発生原因・発生源の特定が容易ではないため、非常に難しいものである。不明水により顕在化する現象としては、老朽化の進行等による降雨時の下水流量の増加、マンホール等からの溢水・宅内への逆流等の発生、流入量の増加・流入水質低下による水処理運転への影響などが挙げられる。また、処理に要する流域下水道維持管理負担金の増加も事業経営上の課題となるため、不明水に対する原因の調査及びその原因に合わせた効果的な対策を講じられたい。

(3) 事務処理ミス防止について

社会保険料の支払誤りが発生したとともに、書類の押印漏れなど書類上の不備も散見されたため、二重チェック等が適切に機能する体制を整備するとともに、人事異動や担当事務の変更等により事務の引継ぎを行う際は、事務処理上注意すべき事項を含め、引継ぎ漏れなどがないよう努められたい。